

**改正**

令和3年3月25日告示第188号

鹿屋市延長保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされていることから、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日並びに時間に保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することにより安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため鹿屋市延長保育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(事業の実施)

**第2条** この事業は、市長が適当と認める学校法人、社会福祉法人、社会福祉団体等（以下「法人等」という。）に補助して実施することができる。

2 事業の実施に当たっては、この要綱のほか、延長保育事業の実施について（平成27年7月17日付け雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、国、県の実施要綱等に基づき実施するものとする。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日号外法律第65号）第27条第1項及び第5項の規定により施設型給付等の給付を受ける市内の特定教育・保育施設とする。

(補助対象経費及び補助基準額)

**第4条** 補助金の対象となる経費及び補助基準額は、平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について（平成27年9月11日付け府子本第277号内閣府総理大臣）別紙に定めるところにより、予算の範囲内において決定するものとする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と前条の補助基準額を比較して、いずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書及び収支予算書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 延長保育事業実施計画書 (別記第1号様式)
- (2) 延長保育事業所要額明細書 (別記第2号様式)
- (3) 延長保育事業補助基準額積算表 (別記第3号様式)
- (4) 延長保育対象経費支出予定額積算内訳表 (別記第4号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

**第7条** 補助金の交付決定を受けた者 (以下「交付決定者」という。) は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条の事業実績報告書及び収支精算書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 延長保育事業実施状況調書 (別記第1号様式)
- (2) 延長保育事業収支精算明細書 (別記第2号様式)
- (3) 延長保育事業実施状況内訳書 (別記第3号様式)
- (4) 延長保育事業対象経費支出済額内訳表 (別記第4号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(証拠書類の保管)

**第8条** 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月25日告示第188号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。